2　法第十五条第二項第二号の内閣府令で定める措置は、操作用無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置に再開信号を受信するまでその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出る措置とする。

（解散の届出）

第十八条　清算人又は破産管財人は、法第十六条第一項の規定による届出をするときは、様式第十二による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（許可の取消し等を行う場合の手続）

第十九条　内閣総理大臣は、法第十七条第一項の規定に基づき、法第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて衛星リモートセンシング装置の使用の停止を命ずるときは、その旨を書面により当該衛星リモートセンシング装置使用者に通知し、当該衛星リモートセンシング装置に係る第八条の許可証の返納を求めるものとする。

（衛星リモートセンシング記録の提供の方法等）

第二十条　法第十八条第一項の衛星リモートセンシング記録の提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　暗号その他の内容を容易に復元することができない通信の方法

二　磁気ディスク等に衛星リモートセンシング記録を暗号化した上で記録し、当該磁気ディスク等により提供する方法

2　衛星リモートセンシング記録保有者は、法第十八条第一項の規定により衛星リモートセンシング記録を提供するときは、あらかじめ、当該提供の相手方に対し、法第二十一条第四項の認定証を提示させるとともに、第二十二条に定める衛星リモートセンシング記録の区分を明示するものとする。

3　衛星リモートセンシング記録保有者は、法第十八条第二項の規定により同項に定める衛星リモートセンシング装置使用者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、あらかじめ、その氏名又は名称並びに当該衛星リモートセンシング装置の名称及び種類を確認するとともに、第二十二条に定める衛星リモートセンシング記録の区分を明示するものとする。

4　前項の規定は、法第十八条第二項の規定により特定取扱機関に衛星リモートセンシング記録を提供するときについて準用する。この場合において、「その氏名又は名称並びに当該衛星リモートセンシング装置の名称及び種類」とあるのは、「その名称」と読み替えるものとする。

（緊急の必要により衛星リモートセンシング記録を提供する場合の手続）

第二十一条　衛星リモートセンシング記録保有者は、災害（災害対策基本法（昭和三十三年法律第二百二十三号）第二条第一号の災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応（国際的な協力の下に対応する場合を含む。）のため緊急の必要により、衛星リモートセンシング記録を提供したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を内閣総理大臣に提出するものとする。

一　当該事態の内容

二　当該衛星リモートセンシング記録の提供の経緯

三　当該衛星リモートセンシング記録の区分

四　当該衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間

五　提供の相手方（当該相手方から更に提供された相手方を含む。）の氏名又は名称

2　前項の書面を提出する場合には、同項第一号及び第二号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を添えるものとする。

（衛星リモートセンシング記録の区分）

第二十二条　法第二十一条第一項の内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分は、次の表のとおりとする。

	衛星リモートセンシング記録の区分	衛星リモートセンシング記録の内容
一	光学センサーにより記録されたものであって、生データであるもの	
二	SARセンサーにより記録されたものであって、生データであるもの	
三	ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものであって、生データであるもの	
四	熱赤外センサーにより記録されたものであって、生データであるもの	
五	光学センサーにより記録されたものであって、標準データであるもの	
六	SARセンサーにより記録されたものであって、標準データであるもの	
七	ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものであって、標準データであるもの	
八	熱赤外センサーにより記録されたものであって、標準データであるもの	

（認定の申請）

第二十三条　法第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

(1)　住民票の写し又はこれに代わる書類

(2)　法第二十一条第三項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(3)　使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）に係る次に掲げる書類

a　住民票の写し又はこれに代わる書類

b　当該使用人が法第二十一条第三項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1)　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2)　法第二十一条第三項第一号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(3)　法第二十一条第三項第一号ホの役員（第二十九条第二項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

a　住民票の写し又はこれに代わる書類

b　法第二十一条第三項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二　第七条に定める措置に関する書類

三　受信設備に係る次に掲げる書類

イ　受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法が記載された書類

ロ　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る第八条の許可証の写し又は法第二十一条第四項の認定証の写し

四　その他内閣総理大臣が必要と認める書類